

# 令和4年度 周南市地産地消推進協議会 合同専門部会 次第

【日時】令和5年3月16日（木）15時30分～16時30分

【場所】道の駅ソレーネ周南 研修交流室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 令和5年度の事業計画について

4 しゅうなんブランドの見直しについて

5 閉 会

令和4年度 周南市地産地消推進協議会  
合同専門部会 配席表

The seating chart illustrates the arrangement of participants in a conference room. The layout consists of several rows of rectangular boxes representing seats, with the names of the individuals assigned to each seat listed vertically to the left and right of the rows.

**Top Row:**

- (会長)
- 小野委員
- 松富委員
- 山田委員
- 渡辺委員

**Row 1 (Left):** 隅委員

**Row 2 (Right):** 藤村委員

**Row 3 (Left):** 徳永委員

**Row 4 (Right):** 河村委員

**Row 5 (Left):** 岡崎委員

**Row 6 (Right):** 森委員

**Row 7 (Left):** 三浦委員

**Row 8 (Right):** 城委員

**Row 9 (Left):** 久村委員

**Row 10 (Right):** 河村委員

**Row 11 (Left):** 山中委員

**Row 12 (Right):** 貞明委員

**Row 13 (Left):** 藤田委員

**Bottom Row:**

- 事務局
- 農林課長  
(事務局長)
- 事務局
- 事務局

**Bottom Left:** A large, tilted rectangular box, likely a placeholder for a logo or emblem.

**Bottom Center:** A smaller rectangular box labeled "事務局".

**Bottom Right:** A small vertical line segment with the text "出入口" below it.

周南市地産地消推進協議会 合同専門部会 委員名簿

(順不同、敬称略)

団体名	氏名	
山口大学名誉教授	松富 直利	
周南公立大学 地域共創センター長	立部 文崇	ご欠席
山口県農業協同組合 周南統括本部 営農経済部長	山田 智	
周南地域集落営農法人等連絡協議会 会長	大中 巍	ご欠席
山口県漁業協同組合 周南統括支店長	藤村 和義	
周南市畜産振興協議会 会長	隅 明憲	
周南消費者協会 会長	河村 昌子	
生活協同組合 コープやまぐち 周南地域理事	貞明 明子	
一般公募	西川 满希子	ご欠席
一般公募	徳永 豊	
一般公募	河谷 千代子	ご欠席
一般公募	岡崎 麻衣	
株式会社 丸久 営業企画・マーケティング統轄部長	長尾 肇	ご欠席
周南料飲組合 組合長	山中 健太郎	
周南西料飲組合 組合長	安達 浩司	ご欠席
道の駅ソーラーネ周南 駅長	小野 拓二	
株式会社 イズミ ゆめタウン徳山 食品次長	稻田 智昭	ご欠席
マックスバリュ西日本 株式会社 地域連携推進部	藤田 康徳	
(公財)周南地域地場産業振興センター 専務理事	渡辺 隆	
(一財)周南観光コンベンション協会	永尾 成美	ご欠席
公益財団法人 周南市ふるさと振興財団	國兼 裕司	ご欠席
山口県周南農林水産事務所 企画振興室	森 実希	
周南市地域振興部 観光交流課 課長	城 和男	
周南市産業振興部 水産課 課長	三浦 英樹	
周南市教育委員会教育部 学校給食課 課長	河村 武志	
周南市健康医療部 健康づくり推進課 課長	久村 ゆかり	

# しゅうなんブランドの見直しについて（案）

## 1. 経緯、背景

「しゅうなんブランド」の認定制度は、令和5年度で10年目を迎える中、これまでの取組みを通じて、認定数は100品を超えるなど一定の成果が生まれる一方、様々な課題等が見えてきており、次のステップに進むため、事業の見直しを行うもの。

## 2. これまでの主な取組み（H26～R4年度）

### （1）しゅうなんブランドの認定

- ・累計認定数 118品
- ・現在の認定数 99品（令和4年4月1日時点）

### （2）ブランド認定品のPR

- ・パンフレットを作成し、各施設やイベント等で配布
- ・ロゴマークの認定品への貼付や、イベント会場、販売店舗への掲示

### （3）市内外の地産地消関連のイベントの開催、出店等を通じたPR

#### ＜市内＞

- ・ソレーネ周南での地域産品フェア、量販店での地産地消フェア、6次産業化・農商工連携フェスタ、トマトメニューフェア、しゅうなん地域マーケット等

#### ＜市外＞

- ・下松SAでのイベント、おいでませ山口館うまいっしゃフェア等

## 3. 主な成果と課題（事務局による定性評価）

- ・「親しみやすさ」のあるブランドとして小規模な事業者の商品も含め幅広く認定・PRできた。
- ・制度開始以来10年近く経過する中で、認定をプラスに受け止める事業者もいれば、価値が薄れつつある事業者もいる。
- ・ブランドイメージ「親しみやすさ」に反し、少量生産のため購入場所が限られており、消費者にとって手軽に入手しづらい。
- ・消費者にとって「日常的に購入/消費するもの」ではなく、「少し特別な時に購入/消費するもの」になっている。など

## 4. 見直しの進め方

### ＜令和5年度＞協議会を3回程度開催

#### ① 課題やニーズの調査・整理

- ・協議会委員ワークショップ、関係者ヒアリング等の実施

#### ② 新たな「しゅうなんブランド」の方向性（案）の検討・取りまとめ

- ・協議会委員ワークショップ等の実施

⇒方向性（案）を踏まえ市において方向性を決定

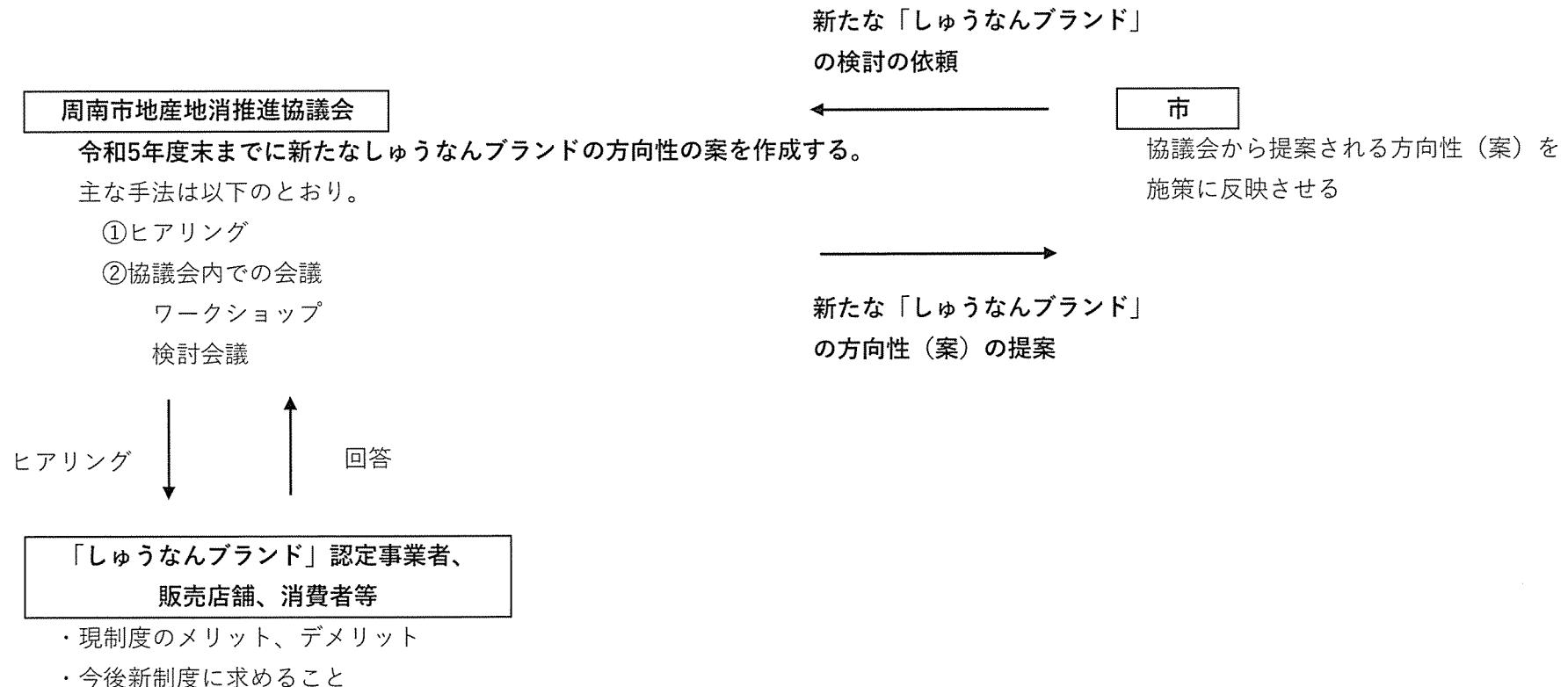
※調査・検討に際し一部、業務を民間事業者へ委託を想定

### ＜令和6年度＞

- ・方向性を踏まえて具体的な取組みや事業展開を検討

⇒市や協議会の事業計画等へ反映

## 「しゅうなんブランド」の見直し 検討体制（案）



## 令和5年度事業計画（案）

### 【会議】

	時 期	頻 度	場 所
総会	5月下旬	年1回	市役所本庁舎
合同専門部会	不定期	年3回程度	市役所本庁舎ほか

### 【事業】

#### ◎合同専門部会

時 期	内 容	場 所
通年	【新】しゅうなんブランドの見直し	—

#### ◎地域ブランド・産地育成強化プロジェクト

時 期	内 容	場 所
12～1月	【中止】しゅうなんブランドの募集	—
3月	【中止】しゅうなんブランドの審査	—

#### ◎流通・販売促進プロジェクト

時 期	内 容	場 所
未定	商談会出展	都市部等
未定	周南地域うまいっちやフェア	おいでませ山口館
12～1月	周南市地産地消推進店の募集	—

#### ◎地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト

時 期	内 容	場 所
4～3月	地産地消レシピの紹介	市広報
5月	道の駅ソーネ周南周年祭	ソーネ周南
7～8月	②推進店等と連携したトマトメニューフェア	周南市地産地消推進店
8月	③道の駅ソーネ周南での地産地消フェア	ソーネ周南
11月	④6次産業化・農商工連携フェスタ（検討中）	学び・交流プラザ
11月	道の駅ソーネ周南収穫祭	ソーネ周南
通年	量販店での地域産品フェア	市内量販店
通年	しゅうなん地域マーケット	徳山駅北口周辺
通年	⑤宇部フロンティア大学短期大学部との連携	市内

## ①「しゅうなんブランド」の見直し（新）

●概要：平成 26 年度から始まった「しゅうなんブランド」認定事業は、今年度で 10 年目を迎える。累計認定数が 100 品を超えた中、次のステップへ進むため、事業の見直しを行う。

見直す内容は主に以下のとおり。

①「しゅうなんブランド」認定事業の方向性（目的、認定基準、認定方法等）

②認定後の PR の手法（ホームページ、デジタルパンフレット等）

### ●見直しの手法

①認定事業者や販売店舗へのヒアリング（現認定制度に関するメリット、デメリット、今後求められるもの等について、専門業者に委託して調査を行う）

②本協議会でのワークショップ、検討会議の開催

## ②推進店等と連携したトマトメニューフェア（4 年目）（開催内容を検討中）

●目的：周南トマトと周南市地産地消推進店の認知度向上及び利用促進を図る。

●概要：周南市地産地消推進店に周南トマトを使用したメニューを考案してもらい、1カ月程度販売する。4 年目にして 4 回目の取組みとなるが、現在、トマトのみでなくその他の野菜や果物での実施についても検討中。

## ③道の駅ソレーネ周南での地産地消フェア（2 回目）

●目的：道の駅ソレーネ周南にて、各地域ならではの特産品の魅力の発信や、地産地消の PR を行う。特産品やその特産品が生まれた地域の PR を行うとともに、地域連携による地域の活性化、地域経済の循環、地域間交流を図る。

●概要：（一社）周南ツーリズム協議会にイベントの企画や実施を委託し、「しゅうなんブランド」認定事業者を始めとした事業者や生産者を集めたイベントを開催する。

●開催日：令和 5 年 8 月初旬の週末の予定

●その他：（有）鹿野ファームの創業祭と同時開催し、集客等の相乗効果を狙う。

## ④6 次産業化・農商工連携フェスタ（第 51 回目）（検討中）

新南陽商工御会議所主催の「周南ふるさとふれあい物産展」と同時開催。左記物産展の一角にて、農商工連携や 6 次産業化に取組む事業者が出店、販売を行う。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年度と 3 年度は中止となった。

## ⑤宇部フロンティア大学短期大学部との連携

宇部フロンティア大学短期大学部との連携協定に基づき、商品開発に限らず、地産地消の促進に向けて幅広く連携していく。

## 令和5年度収支予算（案）

### 1 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	増減	摘要
① 市交付金	3,130,000	2,169,000	961,000	周南市
② 販売収入	60,000	50,000	10,000	しゅうなんブランドシール
③ 雑収入	12	12	0	利息等
④ 繰越金	0	166,748	▲166,748	
計	3,190,012	2,385,760	804,252	

### 2 支出の部

科 目	本年度	前年度	増減	摘要
① 事業費	3,129,210	2,335,260	793,950	
新商品開発事業	0	0	0	宇部フロンティア大学短期大学部等との連携
情報発信事業	2,214,650	1,331,100	883,550	しゅうなんブランド見直し、農商工連携フェスタ、認定事業、シール・パンフレット印刷代他
販売促進事業	614,560	704,160	▲89,600	うまいっしゃフェア、商談会、量販店や飲食店等との連携他
ソレーネ周南・直売所等との連携事業	300,000	300,000	0	地産地消フェア、情報発信等
② 消耗品費	10,000	10,000	0	コピー用紙、試食用容器等
③ 通信運搬費	50,802	40,500	10,302	切手、宅急便代等
④ 雜 費	0	0	0	
計	3,190,012	2,385,760	804,252	

## 周南市地産地消推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、周南市地産地消推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 この協議会は、本市の、地域特性を最大限活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行なうものとする。

- (1) 周南市地産地消促進計画に関すること。
- (2) 周南市の地産地消の推進店の認定に関すること。
- (3) しゅうなんブランド認定に関すること。
- (4) その他地産地消に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 生産者及び生産者団体の関係者
  - (3) 消費者団体の関係者
  - (4) 公募により選出された者
  - (5) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 監事 1名
- 2 会長は、協議会の会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (総会)

第7条 協議会の総会（以下「総会」という。）は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(役員会)

第8条 協議会の役員会（以下「役員会」という。）は、役員及び専門部会長をもって構成し、必要があるときは会長が招集し、その議長となる。

2 役員会は、次の事項について協議を行う。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会で議決を得た事業を推進するために必要な事項

(3) その他必要な事項

(専門部会の設置)

第9条 第3条各号に定める事項の事業を推進するため、別表第1に掲げる専門部会を設置する。

2 専門部会に属する委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の会議は、必要があるときは会長が招集し、部会長がその議長となる。

ただし、専門部会の合同会議は、会長がその議長となる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地産地消担当課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

専門部会	1 地域ブランド・産地育成強化プロジェクト
	2 流通・販売促進プロジェクト
	3 地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト

構 成 団 体	構 成 員
山口県周南農林水産事務所	所長又は所長が推薦するもの
山口県農業協同組合周南統括本部	営農経済部長又は営農経済部長が推薦するもの
山口県漁業協同組合周南統括支店	支店長又は支店長が推薦するもの
周南料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南西料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南消費者協会	会長又は会長が推薦するもの
周南地域集落営農法人等連絡協議会	会長又は会長が推薦するもの
周南市畜産振興協議会	会長又は会長が推薦するもの
株式会社 丸久 経営企画室	担当部長又は担当部長が推薦するもの
道の駅ソーラーネ周南	駅長又は駅長が推薦するもの
周南地域地場産業振興センター	専務理事又は専務理事が推薦するもの
周南観光コンベンション協会	会長又は会長が推薦するもの
マックスバリュ西日本 株式会社	担当部長又は担当部長が推薦するもの
株式会社 イズミ	担当部長又は担当部長が推薦するもの
生活協同組合コープやまぐち	理事長又は理事長が推薦するもの
周南公立大学	学長又は学長が推薦するもの
周南市ふるさと振興財団	常務理事又は常務理事が推薦するもの
その他	市長が必要と認める者又はその者が推薦するもの 学識経験者又はその者が推薦するもの 一般公募者